

# 第4回 芝山町議会定例会

☎ 総務課 行政係 ☎ 77 - 3901

12月5日から13日にかけて、平成28年芝山町議会定例会が開催され、上程された議案12件と議員発議案1件は全て可決されました。



## ■ 主な内容 ■

芝山町一般職の任期付職員  
の採用等に関する条例の制  
定について（議案第1号）

職員  
の任期を定めた採用および任期を定めて採用された職員の給与の特例に関して、条例を制定する。

### ■ 概要

一定の期間において専門的な知識経験を必要とされる業務や業務量の増加が見込まれる業務などについて、必要な人材を任期付職員として採用できるようにする。

■ 施行期日 公布の日から施行

芝山町自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の制定について  
（議案第2号）

芝山町が設置している自転車等駐車場については、芝山町自転車等駐車場設置要綱により現在管理しているが、自転車等駐車場周辺の状況変化などを考慮し、新たに条例を制定する。

### ■ 自転車等駐車場の名称

芝山千代田駅前自転車等駐車場

■ 条例を定め追加する事項

### ① 放置自転車等に対する措置

・ 規則で定める期間（14日）以上、継続して駐車されている自転車等があるときは、当該自転車等を引き取るよう通知することができる。

・ 利用者などを確認することができるできなかったものおよび前述の通知後に引き取らないものについては廃棄物とみなし、処分する旨の告示後規則で定める期間（3カ月）が経過した後に処分することができる。

### ② 費用の徴収

条例に基づき自転車等を処分したときは、費用を当該自転車等の利用者などから徴収することができる。

■ 施行期日 公布の日から施行

芝山町税条例の一部を改正する条例の制定について  
（議案第3号）

所得税法の一部を改正する法律などの一部改正に伴い、芝山町税条例の一部を改正する。

### ■ 概要

日本と台湾との間で、租税条約に相当する「日台租税取決め」が締結された。これにより国内法整備の必要が生じたため、外国居住者等の所得に対する相

互主義による所得税等の非課税等に関する法律が一部改正されるため、平成29年1月1日から施行されるため、芝山町税条例の一部を改正する。

■ 施行期日

平成29年1月1日

芝山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について（議案第4号）

所得税法等の一部を改正する法律などの一部改正に伴い、芝山町国民健康保険税条例の一部を改正する。

### ■ 概要

前述のとおり外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律が一部改正され、平成29年1月1日から施行されるため、芝山町国民健康保険税条例の一部を改正する。

■ 施行期日

平成29年1月1日

芝山町消防団条例の一部を改正する条例の制定について  
（議案第5号）

新たに機能別消防団員を設置するため、芝山町消防団条例の一部を改正する。

■ 条例定数の改正

機能別消防団員の設置に伴い、団員数が定数320名を超過してしまつたため、定数を380名に改正する。

※消防団員OBで構成している火災災害協力隊を機能別消防団員に移行する（同意を得た方のみ）。

※役場消防隊も機能別団員に位置付ける。

■ 団員報酬の追加

機能別消防団員の報酬は、年額5,000円とする。

※出勤手当などの費用弁償額は団員に準ずる。

※役場消防隊は無報酬。出勤手当などは支給する。

■ 施行期日

平成29年4月1日

山武郡市予防接種健康被害調査委員会共同設置規約を廃止する規約の制定に関する協議について

(議案第6号)

山武郡市予防接種健康被害調査委員会共同設置規約を廃止する規約を制定することについて、関係地方公共団体と協議するにあたり議会の議決を求める。

■ 経緯・概要

予防接種健康被害調査委員会

について、昭和57年7月より山武郡市の地方公共団体を構成団体として共同設置していたが、健康被害調査にあたり市町間の事務調整などに係る迅速な対応が難しいことから、平成29年3月31日をもって廃止する。

芝山町固定資産評価委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて

(議案第12号)

芝山町固定資産評価審査委員会委員について、次の者を選任したいので議会の意見を求める。

■ 氏名 岩澤 良昭

■ 任期 平成28年12月21日から平成31年12月20日

専決処分報告について

(報告第1号)

専決処分した案件による損害賠償の額の決定および和解について、報告する。

■ 内容

台風9号に伴う暴風により、消防団機庫の外壁が剥がれ、隣地である芝山町中央公民館千代田分館に駐車してあった車両に当たり車両が損傷した。

■ 示談(和解) 成立年月日

平成28年10月11日

芝山町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について (発議案第1号)

参考人制度の必要性があるの  
で、芝山町議会委員会条例の一部を改正する。

■ 概要  
議会において当該地方公共団体の事務に関する調査または審査のため必要があると認めたときに、より簡単な手続きで利害関係者や学識経験者などから意見を聞く制度があるため、条例の一部を改正する。

平成28年度12月補正予算 (議案第7~11号)

(単位 千円)

会計名	補正の内容	補正前	補正後	
一般会計 (第7号)	歳入は、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、繰入金、繰越金および諸収入を増額する。歳出は、総務管理費、徴税費、社会福祉費、清掃費、農業費および道路橋梁費などを増額する。また、繰越明許費の設定および債務負担行為の補正を行う。	5,002,863	5,172,870	
特別会計	国民健康保険 (第8号)	歳入は、繰越金を増額する。歳出は、償還金および還付加算金を増額する。	1,305,315	1,306,809
	農業集落排水事業 (第9号)	歳入は、繰入金を増額する。歳出は、総務管理費を増額する。	73,173	73,389
	公共下水道事業 (第10号)	歳入は、繰越金を増額する。歳出は、総務管理費を増額する。	632,843	633,711
介護保険 (第11号)	歳入は、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金および繰越金を増額する。歳出は、介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、市町村特別給付費・償還金および還付加算金を増額し、総務管理費を減額する。	563,977	567,205	